

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 14 回委員会

議 事 録

開催日時 令和4年12月12日(月) 午後3時

開催場所 大分市府内町3丁目5番7号
大分県水産会館5階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第14回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日(月) 午後15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
足田 一 則
清家 皆 一
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
山尾 和 久
本庄 新
藤本 昭 夫

4. 欠席委員 森崎 真 吾

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 甲斐主任

水産振興課 大屋課長、渡邊総括、上田技師

臨席者 大分市役所 津守翔太

5. 議事録署名委員 足田 一 則、藤本 昭 夫

6. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第2号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

7. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第14回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに高野審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日も資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に議案書と資料1があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いたします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。正田委員と藤本委員をお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

県外漁業者の大分県海域における小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業及び臼杵地区の漁業者の小型機船底びき網漁業手続第2種

なまここぎ網漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

3ページが知事からの諮問文です。

次の4ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「漁業種類 許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 船舶の総トン数 推進機関の馬力数 操業区域 漁業時期 漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う2件について、表の形にしております。

表の説明に入る前に、今回は県外漁業者の入漁に関する許可が含まれるため、表の下をご覧ください。県外漁業者の入漁に関する具体的な取り決めは、各県間もしくは漁業者間において締結する協定又は覚書によって定めることとしております。

今回の山口県の漁業者の大分県海域への入漁は、そうした協定・覚書きに基づいたものであり、昨年8月2日に開催された周防灘3県連合海区漁業調整委員会において合意され、その有効期間は令和4年4月1日から2年間です。

なお、この漁業の入漁に関する協定は、12ページから15ページに掲載しておりますので、別途ご参照ください。

4ページにお戻りください。

それでは、漁業の概要について説明します。はじめに、表の上段、山口県漁業者による小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業についてです。この漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は、表の中央列にありますとおり、「えび類、雑魚」です。従来より、山口県と相互に入漁しているもので、3月末に許可の有効期間が満了となることから、今回公示するものです。

この許可に関する許可状況を同ページの下部に参考に記載しておりますのでご覧ください。現在、山口県に対し79隻、本県に対し14隻の許可がそれぞれ出ております。

次に、表の下段、県内漁業者による小型機船底びき網漁業手繰第2種なまここぎ網漁業です。この漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「なまこ」です。今回公示に至った背景としては、臼杵地区の漁業者からの要望に伴うものであり、要望書は16ページに添付しております。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」と「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。

5ページをご覧ください。

はじめに、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業です。公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は、許可及び操業区域毎に許可方針において定めた整理番号ですが、県外漁業者の入漁の場合は定めておりません。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第2種こぎ網漁業」で、右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、8ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘三県に関する海域を示したもので、斜線を引いた区域が、福岡県・山口県・大分県の3県共通海域で、灰色で着色された区域が、今回公示する許可に関する大分県海域です。今回の大分県知事の許可により、山口県漁業者は灰色で着色された区域で引き続き操業できることとなります。

5ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和5年1月28日から同年2月28日まで」の1ヶ月間です。

以上が、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業についてです。

9ページをご覧ください。県内漁業者の小型機船底びき網漁業手繰第2種なまここぎ網漁業漁業について説明します。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は「2 - 5 - 8」です。その右の欄の「漁業種類」は「手繰第2種なまここぎ網漁業」で、右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、今回要望のあった「1隻」です。この許可は、許可する船舶の数の上限を定めている定数漁業です。同じ欄の括弧内にお示ししておりますとおり、許可の上限数は3隻で、現在の許可数は2隻となっております、今回公示する1隻はその範囲内となります。

表の説明を続けます。その右の欄の「船舶の総トン数」は「10トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりましたが、10ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。図面にありますとおり、斜線部で囲まれた臼杵地区沿岸が操業区域となります。

9ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「12月1日から翌年の3月31日まで」の4ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「共第27号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和4年12月23日から令和5年1月23日まで」の1ヶ月間です。

以上が、県内漁業者の小型機船底びき網漁業手繰第2種なまここぎ網漁業についてです。

続いて、11ページをご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した漁業はいずれも5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回公示する2つの漁業について、その有効期間を短縮したいと考えております。ひとつめは、の山口県漁業者の小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業です。毎年、漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の更新について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

次に、の県内漁業者の小型機船底びき網漁業手繰第2種なまここぎ

網漁業です。こちらは、許可の有効期間を、許可通知日から既存の許可の満了日に合わせ、令和8年8月31日までの約3年7ヶ月としています。こうすることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切り替えが可能となるため、許可の有効期間を短縮するものです。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。

意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第2号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の17ページをご覧ください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっています。

今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって漁業法の規定に基づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

18ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

上田技師 水産振興課の上田です。

お手元の資料1の1ページ目をご覧ください。知事管理漁獲可能量とそれぞれの魚種ごとの知事管理区分について説明します。

知事管理漁獲可能量は漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。具体的には、国から各都道府県に配分された

特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和5年1月1日から12月31日までが管理期間であるまあじとまいわしについて漁獲可能量を設定するものです。

資料中段の、知事管理区分への配分案をお示しした表をご覧ください。知事管理区分についてですが、まあじでは、中型・小型まき網漁業とその他のまあじ漁業で2つの管理区分を設定し、まいわしについては、県下全体で1つの知事管理区分とする予定です。これは、今までと変わりありません。

表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準とあって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。

まあじは、本県の漁獲量が国全体の漁獲量の上位8割に入っていることから、国から数量を明示して配分が行われ、2,900トンが配分されました。一方、まいわしは上位8割に入っていないので、現行水準となり、目安数量とし、3,370トンが示されました。目安数量とは、表の下の の2にありますように現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

もう一度、資料中段の表をご覧ください。国の漁獲量の配分に対する考え方は県でも同様に行うよう指導されており、県全体のまあじの漁獲量の8割を占めるまき網漁業区分に対しては、数量を明示して配分を行います。令和5年の大分県全体のまあじの配分量は2,900トンなので、当該管理区分へは、そのうち2,080トン进行配分する予定です。釣りや定置網などのその他のまあじ漁業区分は現行水準管理で目安数量を520トンとし、漁獲努力量を通じた管理を行う予定です。漁獲努力量の指標は、これまでどおり漁船の隻数とする予定です。また、県の漁獲可能量のおよそ1割に相当する300トン进行留保枠として保有し、必要に応じて当該管理区分へ追加配分する予定としています。

なお、本県への割り当て数量2,900トン、中型・小型まき網漁業区分の2,080トンについては、直近10年の漁獲実績と比較すると、余裕のある漁獲可能量となっております。

また、まいわしは県下で一つの管理区分とし、現行水準管理で目安数量を3,370トン、漁獲努力量の指標は、これまでどおり漁船の隻数とする予定です。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。また、数量配分と現行水準の基準については、3年を目処に見直される予定です。

議案書19ページをご覧ください。こちらは、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の告示案です。これまでご説明した内容を記載しております。

続いて、資料1の2～3ページ目には、まあじとまいわしの漁獲実績の表を、4ページ目には、国からの漁獲可能量に関する通知を、5ページ目には法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にさせていただきます。

以上で私からの説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

漁獲実績からすると、余裕のある数字になっているようですね。よろしいでしょうか。

それでは、第2号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書20ページをご覧ください。

第1回委員会での報告の後、11月30日までに計17件の申請を承認しており、累計で365件となっています。

次の21ページにその内訳を載せています。令和4年度の累計欄をご

覧ください。県漁協関係が156件、遊漁船業団体が2件、船釣り団体が200件、協定団体未加入者が7件です。

一番下の合計欄をご覧ください。過去3年間の承認件数を比較いたしますと、年々、少しずつ減少してきている状況です。なお、22ページには船釣り団体の内訳、23ページには、平成24年度からの実績を掲載していますので参考にしてください。以上です。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

須川委員 毎回のことですが、まきえの許可者に対する違反指導や、取り締りの件数はどれくらいでしょうか。

事務局長 委員会指示の違反については、取締船が別府湾等を頻繁に巡回して、指導しています。パンフレットも用意しており、その都度指導しています。件数については、すぐに出る状況ではありません。

須川委員 わかりました。それと、先ほど申請件数が少なくなっていると言っていました。遊漁船の業者は少なくなっているようですが、個人のプレジャーが増えていて、一人、二人で乗って行って沿岸の方で釣りをしているようです。このように、釣り団体に所属していない遊漁者に対する指導はしているのでしょうか。

事務局長 そういう人には、連絡がつきにくいので周知は難しいのが実態ですが、釣具屋等にも毎年相当数のパンフレットを配布したり、県のホームページで呼びかけるなどして、できる限り指導を実施しているところです。

須川委員 お願いします。特に土日が多いです。

議長 他にありませんか。ないようですので、次に「各種会議の開催状況について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書の25ページをご覧ください。

まず、1番目の連合海区漁業調整委員会です。

周防灘三県連合海区が8月9日にウェブで開催され、5名の委員が出席いたしました。小底第3種貝桁網の操業始期など、例年と同じ内容で

問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月9日にウェブで開催され、会長他3名の委員が出席いたしました。小型底びき網やたこつぼ、たる流し、きす流し刺網、ごち網のそれぞれの委員会指示につきましては、例年と同じ内容で問題なく承認されています。

次に、豊予連合海区が9月15日にウェブで開催され、会長他4名の委員が出席いたしました。まき網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業の協定又は覚書が無事締結されています。

続きまして2番目、広域漁業調整委員会についてです。太平洋広域漁業調整委員会が11月28日にウェブで開催され、濱田委員が出席いたしました。委員会ではまさばの広域資源管理及び、太平洋くろまぐろに関する委員会指示について審議されました。

続きまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会が12月9日にウェブで開催され、本庄委員が出席いたしました。委員会ではさわら、とらふぐ瀬戸内海系群の資源管理について審議されました。

両広域漁業調整委員会につきましては、3月にも予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして3番目、全漁調連ブロック会議です。今年度は、2年ぶりの現地開催となっております。

九州ブロック会議が10月27日に長崎県で開催され、小野会長が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。来年は佐賀県での開催予定となっております。

次に西日本ブロック会議ですが、11月10～11日に下関市で開催され、斎藤委員が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。また、情報交換として遊漁と漁業の調整に関する取り組み事例について意見が交わされました。来年度は広島県での開催となります。

最後になりますが、4番目の大分海区漁業調整委員会の今後の予定でございます。第15回委員会を来年1月27日、第16回委員会を2月16日に開催する予定です。この中で、来年度の漁業権一斉切り替えにむけた漁場計画の審議を予定しています。これにつきましては、この後予定しています研修にて詳しくご説明申し上げます。また、第17回委員会を3月予定しています。主な議題につきましては、例年同様の委員会指示についてです。

各種会議等についての報告は以上です。

議 長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

正田委員 瀬戸内海の方で、さわら、とらふぐの資源管理については話があったようですが、まながつおの資源はどうなのですか。

渡邊総括 水産振興課の渡邊です。まながつおについては情報を持ち合わせていないので持ち帰って情報がありましたら、個別で連絡することによろしいでしょうか。

正田委員 よろしくお願ひします。

渡邊委員 福岡の市場の情報では、12月は広島、山口から、日に1tから5t程度あがってくるとのこととです。

議 長 事務局は、データがあればしらべてまとめてみてください。他になければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。
次回委員会は1月27日、14時からを予定しております。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第14回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年12月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員